

令和6年度

第10回 佐々町農業委員会総会議事録

令和7年1月23日（木）

佐々町農業委員会

令和7年1月 第10回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和7年1月23日(木)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開 会 令和7年1月23日(木)午後1時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	寶持 雅祥 君	2	坂口 隆英 君	3	山下 夕見子君
4	井手 俊博 君	5	築城 武美 君	6	濱野 卓也 君
7	荒木 武士 君	8	北川 英明 君	9	松本 隆治 君
10	廣川 勝巳 君	11	池田 晴良 君	12	藤永 亜弓 君
13	坂本 真澄 君	推進委員	前川 義隆 君	推進委員	玉置 義則 君
推進委員	辻 正人 君	推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	本山 元継 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君	書記	福田 諒磨 君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
4	井手 俊博 君	5	築城 武美君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議、研修会（後期）について

(4) 審議事項

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第31号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

(5) その他

① 2月定例会の日程について

② その他

事務局長（作永 善則君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第10回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、初めに、寶持会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（寶持 雅祥君） 皆さんこんにちは。改めまして、新年あけましておめでとうございます。御家族そろって健やかに新年を迎えられた事とお喜び申し上げます。また今年もどうぞよろしくお願いいたします。

昨年末よりインフルエンザ、コロナ感染者が急増しております。体調管理を万全にされ、お体ご自愛いただきたいと思ひますし、また東北地方での大雪、また宮崎日向灘での地震、九州北部でも震度3の自然災害が発生しております。今週は3月並みの暖かい気候となっておりますが、また来週から冷え込む予報となっております。農作物の管理、体調管理を注意されて活動していただければと思ひます。

本年は皆様におかれましても農作物にとっても良き1年になりますよう心から祈念申し上げます挨拶にかえさせていただきます。

本日も議事がスムーズに進行しますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長（作永 善則君） 本日の出席員は13名です。最適化推進員は5名です。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を寶持会長をお願いいたします。

会長（寶持 雅祥君） それでは、議長を務めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項をあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

はい、これより議事に入ります。

日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることとなっておりますので、4番、井手委員、5番、築城委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

以上で、日程2を終わります。

次に、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号、農業委員会会長、事務局長会議研修会後期について。事務局から説明いたします。

事務局（作永 善則君） 事務局書記。すみません、本日配布させていただいている追加の資料

の1ページをお願いします。令和6年度農業委員会会長、事務局長会議研修会後期の分が令和7年1月17日金曜日、長崎市のセントヒル長崎の方で開催をされて、会長と私の方が出席をさせていただいております。

研修内容としては3のところの説明協議、あと4の研修のところの内容でございます。

2ページ目のところですけど、重点活動目標の12月現在の実績値ということで県内の状況が一覧として提示されているところでございます。会議資料関係は事務局の方で保管しておりますので、ご確認したいということでございましたら事務局の方にお申し出ください。よろしくお願いします。報告は以上になります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件につきまして何かご質問はありませんでしょうか。ないようですので次に進みます。

次に日程4、審議事項に入ります。議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請について。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。議案書の1ページをお願いします。議案第25号、農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転・許可申請承認についてです。対象農地につきましては佐々町八口免字川尻〇〇〇〇、登記地目が畑、現況地目も畑、登記面積が76㎡でございます。譲受人につきましては住所が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、譲渡人につきましては〇〇〇〇、〇〇〇〇さんでございます。申請の理由につきましては売買による所有権移転でございます。対象土地につきましては12ページ、13ページにそれぞれ地図をつけておりますのでご確認をお願い致します。場所につきましては吉井方面に向かう道で〇〇〇〇方面に曲がる道があるんですけど、そちらの方に曲がらず逆の左側の方に曲がって100mほど進んだところがございます。申請地の横の〇〇〇〇の方が元々〇〇〇〇さんの農地ではあるんですけど〇〇〇〇の買われるところの農地を耕作道路、農業用耕作道路として使用するとの事です。説明につきましては以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。はい19番。

19番（本山 元継君） 売買について地目が畑になっているんですよ。3ページ、76㎡で〇〇〇〇としてあるから坪〇〇〇〇弱になるわけです。それで私もちょっと腑に落ちなかったもので、〇〇〇〇さんの方に尋ねたんですよ。そしたら宅地で売買しているということだったので宅地の方です。農地にしたら高すぎるですもんね。坪の〇〇〇〇って言ったら。そこは確認とっております。

宅地だったら〇〇〇〇弱だったらちょっと安いかもしれませんが、まあ妥当かなと私は判

断致しておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。以上です。

事務局（作永 善則君） 事務局書記。すみません、総会資料の際は価格のところは本来抹消して送るべきところをすみません消していない状態でお送りしてしまっております。申し訳ございません。

以前神田地区のあつせんで農地の売買があつた時の部分の単価が〇〇〇〇というところでの金額なので、それからすると倍以上の金額の単価に正直なっております。宅地並みの価格での売買というところで聞いているところがございますけど、すみません総会資料に出ている部分ちょっと申し訳ないんですけど、基本的にはこの単価というのは表に出ないような形での取扱いをお願いしたいと考えております。

会長（寶持 雅祥君） 他に何かご意見ご質問はありませんでしょうか。それでは採決を行います。議案第25号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。挙手多数でするので承認することと致します。

次に議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請書について。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。それでは議案書の15ページの方をお願いします。

議案第26号、農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転・交換許可申請承認についてです。申請地につきましては、佐々町木場免字前田〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇でございます。登記地目、現況ともに田で登記面積の方がそれぞれ580㎡、62㎡、26㎡、合計3筆で668㎡になります。譲受人につきましては〇〇〇〇、〇〇〇〇様、譲渡人につきましては〇〇〇〇、〇〇〇〇様でございます。申請理由につきましてはが等価交換による所有権移転でございます。対象の土地につきましては、30ページ、31ページをお願いします。今回26号で申請されている農地の方が31ページ書類上でいうと、下の方のTからHと書いてある部分にはなるんですけど、その場所につきましては木場免と迎木場免の方にある園庭の近辺農地でございます。

こちらの上の27号でHからTと書いてある方が後の27号で紹介するんですけど、こちらの交換対象の土地になっております。説明については以上になります。よろしくお願ひします。

会長（寶持 雅祥君） はい、暫時休憩致します。

（ 休 憩 午後 13 時 46 分 ）

（ 会議再開 午後 13 時 49 分 ）

会長（寶持 雅祥君） はい、会を再開致します。この件に関しまして何かご意見ご質問はありませんでしょうか。それでは採決を行います。議案第26号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。挙手多数ですので、承認することといたします。

次に、議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請書について。事務局から説明をお願いいたします。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。それでは議案書33ページの方をお願いします。

議案第27号、農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転・交換許可申請承認についてです。対象の土地につきましては、佐々町木場免字平田〇〇〇〇、登記地目、現況地目ともに田、登記面積の方が983㎡でございます。譲受人につきましては〇〇〇〇、〇〇〇〇様、譲渡人につきましては〇〇〇〇、〇〇〇〇様。申請の理由が等価交換による所有権移転で、26号の申請地の等価交換用の農地でございます。対象の土地につきましては45ページ、46ページに先ほどと同様地図を付けておりますので、ご確認をお願いします。46ページの地図上で27号HからTと書いてある方の土地になっております。45ページの方では赤線で引いているところになっておりますので、それぞれご確認をお願いします。説明については以上になります。よろしくをお願いします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見ご質問はありませんでしょうか。それでは採決を行います。議案第27号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。はい、挙手多数ですので、承認することと致します。

次に、議案第28号、農地法第4条の規定による許可申請書について。事務局から説明をお願いいたします。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。それでは議案書の47ページの方をお願いします。

議案第28号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について。知事処分分でございます。対象の土地につきましては、佐々町羽須和免字大宮原〇〇〇〇、登記地目が田、現況地目が休耕、登記面積が808㎡でございます。申請人につきましては、住所が〇〇〇〇、〇〇〇〇様でございます。転用目的につきましては、共同住宅用地で2棟354.45㎡でございます。対象の土地につきましては、52から55ページにそれぞれ地図をつけておりますので、ご確認をお願いいたします。場所につきましては〇〇〇〇町内集会所の裏にあります。申請地の横の〇〇〇〇の方が併用地になっております。

56から57ページにそれぞれ現況の写真をつけておまして、56ページの方が申請地57ページの方が併用地の現況写真になっておりますので、そちらもご確認をお願いします。続きまして、60ページ、61ページにそれぞれ被害防除計画書と土地利用計画図をつけておりますので、ご確認をお願いいたします。

まず、被害防除計画書の①番のところなんですけど、盛土等は特に行わず、現状のまま利用するとのこと。申請地の周辺にブロック積、またはフェンスを設け、土砂流出を防ぐとのこと。

次の②、排水関係につきましては、雨水に関しましては54ページの地籍図と合わせてご確認をいただきたいんですけど、この申請地と併用地の上に宅地それぞれと〇〇〇〇と〇〇〇〇の宅地があるんですけど、その間に既存の側溝がございましてそちらに溜枡を経由して既存側溝へ落とすとのこと。61ページの土地利用計画図でいうと、水色の線で引いてあるところが雨水になりますのでご確認をお願いします。続きまして、汚水処理と生活雑排水については、下水道で道路下に下水本管がございまして、そちらに落とすとのこと。61ページでいうところのオレンジの線のところが下水道になっております。

③につきましては建物の高さを7.573m程度に加減するとのこと。他にも62ページから平面図や断面図の方も添付しておりますので、それぞれご確認をお願い致します。説明については以上になります。よろしくお願いします。

会長（寶持 雅祥君） それでは地元委員の説明をお願いします。

11番（池田 晴良君） 11番。1月21日に10時半から本議案の4条の転用許可申請の現地確認の立会を行いました。現場には事務局から局長、担当。それから申請人側から行政書士、測量会社の方が2名。ここは〇〇〇〇のアパートが2棟建つんですけど、〇〇〇〇の人が立会されました。農業委員会側は井手委員、玉置委員、そして私3人で、現場を見させてもらいました。この61ページの図面で、上が東、右が南、左が北、下が西です。

右側に〇〇〇〇があって下側の右側はすでに2階建てのアパートが建っています。左側も住宅が3軒あって右と左は宅地です。東側が田んぼです。今も作られていて、田んぼとこの申請地の境界のところになりますけど、この田んぼと申請地の高さの差がブロック3個分くらい差があって、そして境界の田んぼのところは緩やかな法面がついていて、そのところの境界に240の排水を設けるといことです。ここは元々田んぼでしたから上からの田んぼの水の排水が下の田んぼに来るようになっていて、そこに流れてくる排水をその240の排水路に通して左側の大きな排水路に流すと説明を受けました。この排水路は申請地の敷地内に設けると、そしてブロックをつけてフェンスを設けるといことでした。

それで田んぼの排水はこれで解決していこうということで見取りました。日照については東側をお天道様が通るわけですが、南側北側のお天道様の日照は、家が建つと少し限りがあるかなとそういう状況ですけれども、隣地の人の承諾印はついてないんですけど、申請者の代理の方がこの所有者の方に何度も電話をしたりメールをしたりしたけど

対応していただけなかったということでした。境界の立会はしてもらいました、ということでございます。日照についてはぎりぎりセーフかなと私は受け止めてみましたので、問題はないんじゃないかなと思っております。ご審議の方、よろしくお願ひします。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見ご質問はありませんでしょうか。それでは採決を行います。議案第28号について転用やむなしと思われる方は挙手をお願い致します。挙手多数ですので転用やむなしということで、県に進達致します。

次に議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。それでは議案書の65ページをお願いします。議案第29号、農地法第5条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について。知事処分分でございます。土地の所在地に関しましては佐々町市瀬免字羽指〇〇〇〇と〇〇〇〇の2筆でございます。登記地目ともに田、現況地目ともに休耕。登記面積がそれぞれ728㎡、704㎡、合計1432㎡でございます。

譲受人につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇様。譲渡人に関しましては名義人の〇〇〇〇〇様が亡くなられていましたので、相続人である〇〇〇〇〇様、〇〇〇〇〇様、〇〇〇〇〇様からの3名からの同時申請とのことでございます。転用目的に関しましては、共同住宅用地で長屋住宅を1棟で354.46㎡でございます。転用目的対象の土地につきましては、71から74ページをご確認お願い致します。場所につきましては皿山公園をとおりすぎて200mほど直進してこちらに曲がり角があるんですけど、そちら左に曲がって100mほど上がったところがございます。75、76ページに現況写真をつけておりますので、そちらも合わせてご確認をお願い致します。79、80ページに被害防除計画書と土地利用計画図を載せておりますので、そちらをご確認お願い致します。①についてですけど、〇〇〇〇の方に切土を行い、〇〇〇〇の方に盛土を行うとのこと。申請地の周囲に擁壁またはブロック積を設け、土砂流出を防ぐとのこと。

②の排水関係に関しましては雨水の方が溜枿を經由して道路側溝の方に流下するとのこと。汚水、生活雑排水につきましては道路に下水道本管が入っておりますのでそちらに流下するとのこと。

③につきましては、建物の高さを7.592m程度に加減するとのことでございます。他にも断面図や平面図も添付しておりますので、そちらをご確認お願い致します。説明については以上になります。よろしくお願ひします。

会長（寶持 雅祥君） はい、それでは地元委員の説明をお願い致します。

8番（北川 英明君） 8番、北川です。よろしく申し上げます。1月9日に役場の方で地主さんとアパートを建てる方〇〇〇〇さんと役場の方と私達農業委員、山下さんと私と本山さん3人で説明をここで聞きまして、その中で横に〇〇〇〇さんという方の土地がありまして、その方の承諾が得られないということで話がありまして、私はわかりませんよと言ったら、こういう計画があるということで話を聞きまして、わかりましたと。そして帰りに〇〇〇〇さんの方に行きまして話を聞いたところ、この横の〇〇〇〇さんの本籍が〇〇〇〇〇〇さんの家の横の畑が住所になっているということで、聞いたところ〇〇〇〇さんの方は赤の他人だということで承諾をもらえまして、ということで役場の方に連絡をいたした次第でございます。

1月20日の日に、現地立会で山下委員さんと本山委員さん私と3名と、事務局2名、業者の方から4名、現場で立会ました。言われるように周りの方は石垣とかそういうところをコンクリで固めて壁を作ると、壊れないようにすると周りにフェンスを張るということでございました。それと、ちょうどそのアパートの横に〇〇〇〇さんがおられまして、後からちょうど来られてこんなでアパートが建ちますよって言ったら、出入りの道をきれいにとって、出入りのし易いようにしてくださいとか、そういうちょっとしたことを言われましたけど、それはちゃんとしますという事で、皆さん納得して帰った次第でございます。

それと〇〇〇〇さんの方は身内の方が調べてみたところ、向こうの業者さんの話では、もううてあいたくないということで、そのまま継続で致します、ということで許可をもらったそうです。以上でございます。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見ご質問はありませんでしょうか。それでは採決を行います。議案第29号について、転用やむなしと思われる方は挙手をお願い致します。挙手多数ですので転用やむなしという事で県に進達致します。

次に議案第30号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。それでは議案書の87ページと追加資料の3ページをお願い致します。議案第30号農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、知事処分にございます。事前説明でいきますと、こちら87ページの下の方に参考として令和5年6月の議案の内容としてあがってきたものの変更ということで付けております。そしてちょっと飛ぶんですけど、106ページの方に去年許可をいただいたという許可指令書の方も付けておりますので、ご一緒にご確認をお願い致します。

対象の土地につきましては、佐々町野寄免字榎ノ元〇〇〇〇、登記地目が田、現況地目が荒地、登記面積が257㎡でございます。譲受人につきましてはもともと去年の令和5年6月申請書者〇〇〇〇さんだったのが、今回〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんのお二人からの申請ということになっております。譲渡人に関しては変わらず〇〇〇〇さんで転用目的も変わらず、一般個人住宅、木造2階建てとのことになっております。対象の土地につきましては、92から96ページにそれぞれ地図をつけておりますのでご確認をお願い致します。場所につきましては町道神田線から野寄の方に上がっていく道があるんですけど、94ページでいうところの赤枠、95ページでは青枠で囲んでいるところがそれぞれ申請地となっております。追加資料の3ページの方では今の現況の写真としてこちらも添付しております。説明につきましては、以上になります。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。補足での説明をさせて頂きたいと思います。昨年度の6月の転用の許可というところの部分で94ページを1回見ていただいてもらって、地籍図の中で一体的な住宅宅地の開発というところで5個分の住宅敷地が造成される転用と住宅を作るという中の〇〇〇〇さんの申請の許可をいただいた後の実際の契約というところの段階で、ご家族の方がちょっと病気になられて結果としては融資を受けての契約ということに至らなかったということで、その後土地を購入して家を建てたいという方が出ていらしかったということでの今回の手続きになっております。

手続きの書類としては、申請の形態としては通常の5条の申請書も添付しておりますけど、一旦許可を受けた後にそれを継承するという申請が必要になるということで、89ページの計画変更承認申請書というのを提出していただくような形になっております。

現況では別紙の方で追加で写真を付けさせていただいているところが、一体的に土地の造成をしていますので、転用許可をいただいた後の現状が今の写真のとおりでございます。この土地に対して建物を建てていくという今回の申請の内容でございます。よろしくお願ひします。

会長（實持 雅祥君） この件に関しまして何かご意見ご質問はありませんでしょうか。それでは採決を行います。議案第30号について、転用やむなしと思われる方は挙手をお願い致します。挙手多数ですので転用やむなしということで県に進達致します。

次に議案第31号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。それでは追加資料の5ページをお願い致します。議案第31号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、知事処分分にご致します。事前説明でいきますと、先ほどの30号と同じく、昨年令和5年7月

14日に許可分、そして14ページに許可指令書を付けておりますので、そちらもご確認をお願い致します。土地の所在地につきましては佐々町野寄免字榎ノ元〇〇〇〇、と〇〇〇〇。登記地目がともに田、現況地目がともに荒地、登記面積がそれぞれ116㎡、3㎡でございます。譲受人に関しましては元々今年の令和5年6月の方では5名からの申請であったんですけど、そのうちの一人の〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんに代わりまして2名からの申請ということになっております。譲渡人に関しても変わらず〇〇〇〇さん、転用目的に関しても変わらず通路、水路になっております。対象の土地につきましては、10ページの地図をお願い致します。場所は先ほどの30号のところと同じところではあるんですけど、〇〇〇〇と〇〇〇〇がこちら赤枠で囲っているところになっております。そして13ページの方に現況写真を付けておりますのでご確認をお願い致します。事業計画内容としては30号と同じく変わらず、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんご夫婦お二人に代わって2名からの申請ということで変更になったという内容になっております。説明につきましては以上になります。

事務局長（作永 善則君） 事務局長。追加の補足説明をさせていただきたいんですけど、追加資料の10ページをご確認いただきたいと思います。写真については1枚めくってもらって13ページのところが現況の形態となっているところでございますけど、10ページの地籍図のところをご覧いただくと、5軒の宅地に対しての面している通路というところで5人の方の共有物件という扱いでの申請となっております。そのうちの1軒が今回変更になるという手続きでございますけど〇〇〇〇のところは現況では道路、あとは各面している宅地からの雨水排水の放流先の側溝がこの通路のところの横に付随して、最終的には〇〇〇〇のところは側溝からつながって水路のところへ放流する雨水排水の放流先というところの共有物件が〇〇〇〇のところでございます。この共有持ち分のうちの1軒部分が今回の申請で変更になるという内容でございます。よろしく申し上げます。

会長（寶持 雅祥君） はい、ありがとうございます。この件に関しまして何かご意見ご質問はありませんでしょうか。それでは採決を行います。議案第31号について転用やむなしと思われる方は挙手をお願い致します。挙手多数ですので転用やむなしということで県に進達致します。

以上で日程4、審議事項は終わります。次に日程5、その他に入ります。事務局から説明をお願い致します。

事務局書記（福田 諒磨君） 事務局書記。その他についてですけど2月の定例会の日程についてです。五役会の方が2月18日火曜日、13時30分から、2階会議室。総会の方が1週間後の2月25日火曜日、13時30分から3階第一会議室で行います。その他につ

いては以上になります。よろしく申し上げます。

会長（寶持 雅祥君） 他に皆様方から何かございませんでしょうか。ないようですので、日程が全て終了いたしました。会を閉会させていただきます。本日もお疲れ様でした

（ 閉 会 午後 14 時 25 分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 齋 持 雅 祥

会議録署名委員 築 城 武 美

会議録署名委員 井 手 俊 博